

医療法人社団永生会永生病院 障害者（児）短期入所サービス契約約款

（契約の目的）

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）および児童福祉法その他関係法令の趣旨に従い、利用者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活および社会生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活支援を提供することを目的とします。

（基本方針）

第2条 施設は、利用者又は利用者保護者等の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者保護者などの立場に立ったサービスの提供に努めます。

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があるときには成年後見人制度の利用支援に努めるとともに従業者に対し研修の実施その他の必要な措置を講じます。

3 施設は、サービスの提供にあたっては利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況などの把握に努めます。

4 施設は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象にサービスを提供します。

5 施設は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

（定義）

第3条 本契約において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによるものとします。ただし、法令において使用されている用語と同一の用語については、法令における意義と同一の意義を有するものとします。

- (1) 条例 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例をいいます。
- (2) 基準 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則において規定する基準をいいます。
- (3) サービス 上記(1)および(2)に基づき利用者に提供する医療型短期入所サービスおよび医療型特定短期入所サービスをいいます。
- (4) 施設 医療法人社団永生会（以下、「当法人」という。）が(3)のサービスを提供する施設をいいます。

- (5) 利用者 施設からサービスの提供を受ける者をいいます。
- (6) 利用者保護者 次のいずれかの者を指します。
- ①日常において利用者の介護を行う者
 - ②施設において利用者本人につき不測の事態が発生した場合の連絡先となり、退院時においては利用者の引受先となる者
 - ③利用者の成年後見人、保佐人、補助人
 - ④利用者の親権者
- (7) 連帯保証人 利用者が第4条第1項及び第2項に規定する利用料を支払わなかったときに、利用者に代わってこれを支払うことを約束した保証人。通常の保証人が有する催告の抗弁権（民法452条）、検索の抗弁権（同453条）、分別の利益（同456条）がありません。本契約が更新された場合にも同様とします。
- (8) 障害支援区分 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいいます。

（利用者等の基本的義務）

第4条 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に規定する利用者負担額を施設に対して支払うものとします。

2 利用者は、第1項に規定する支払のほか、重要事項説明書に規定する下記の利用料を支払うものとします。

- ①居住費
- ②食費
- ③日常生活サービス費
- ④おむつ代
- ⑤理髪料

3 利用者および利用者保護者は、施設の医師、看護師および施設の事務員らの指示に従い、他の利用者等の迷惑にならないよう、マナーを守った行動と節度ある態度で施設における生活を送っていただくことをお願い申し上げます。

（施設サービス提供の方法）

第5条 施設が利用者に対して提供するサービスは、重要事項説明書のとおりとします。ただし、施設は、同サービスの提供にあたり、サービスの提供を円滑に行う目的で、必要最小限度の範囲で、同サービスの具体的な提供方法を選択できるものとします。

2 施設は、利用者および利用者保護者に対し、短期入所サービスの提供に関する情報の

開示に努めるものとします。

3 施設は、利用者から、法定代理受領サービス以外のサービスにかかる費用の支払いを受けた場合、サービス提供証明書を交付するものとします。

（苦情の申出）

第6条 利用者または利用者保護者は、利用者が施設から受けるサービスに関して苦情がある場合、施設における重要事項説明書所定の苦情受付窓口に対して苦情の申し出ができるものとします。

2 前項の苦情の申し出があった場合、施設管理者は、これを誠実に受理し、申し出を行った者に対し、その処理の結果を相当の時期までに通知するものとします。

3 利用者または利用者保護者は、第1項の苦情の申し出のほか、他の公的、私的苦情処理システムの利用を妨げられないものとします。

（危険防止の措置）

第7条 施設は、サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

2 前項の規定する緊急やむを得ない場合において、施設が利用者の行動を制限する行為を行ったとき、この行為により利用者に損害が発生した場合であっても、施設はその責任を負わないものとします。

（個人情報取扱い）

第8条 施設は、当法人が別途定める個人情報保護方針に従い、利用者の個人情報保護に努めます。

（契約期間）

第9条 本契約の期間は、利用開始日から施設退院の日までとします。

（事故発生時の対応）

第10条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者保護者もしくは家族ならびに八王子市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

（損害賠償）

第11条 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、利用者に対して損害の賠償をするものとします。

2 利用者および利用者保護者は、施設に対して賠償すべき事由が存在する場合、施設に対

して損害の賠償をするものとします。

(利用者による解除)

第12条 利用者は、施設に以下の各号に定める事由が生じた場合、施設に催告することなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 施設が病院（または診療所）の開設許可を取り消されたこと。
- (2) 施設である病院（または診療所）を開設する医療法人（またはその他の法人）が、業務を停止されまたは設立許可を取り消されたこと。
- (3) 施設が条例に基づく指定を取り消されたこと。

2 利用者は、施設に以下の各号に定める事由が生じた場合、施設に対して通知を行い、通知後5日間を経過しても当該事由が解消されていないときは、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 施設が合理的な期間内にサービスを提供しないこと。
- (2) 施設が本契約の重要な義務に違反したこと。
- (3) 施設従業者による利用者または利用者保護者に対する暴力その他利用者または利用者保護者の権利を侵害する行為があったこと。

3 前二項の場合、利用者は、本契約を解除するとともに施設に対して損害賠償を請求することができるものとします。ただし、第1項第3号（指定の取消し）のうち、サービスに従事する従業員の人員が基準に定める員数を満たすことができなくなったことおよび基準に従って適正な施設の運営をすることができなくなったことに基づく指定の取消しの場合、この限りではないものとします。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、利用者は、いつでも本契約を解除することができるものとします。なおこの場合利用者は、速やかに施設及び利用者のサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）作成者に連絡するものとします。

5 第3項の規定にかかわらず、前項の場合、利用者は解除とともに損害賠償を請求することはできないものとします。

(施設による解除)

第13条 施設は、利用者に以下の各号に定める事由が生じた場合、利用者に対して改善を求め、相当期間経過後も当該事由が解消されなかった場合には本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が施設または施設従業者に著しい損害を及ぼし、または施設の信用を著しく害した場合
- (2) 利用者が施設に対して提供した情報に重大な虚偽があった場合
- (3) 本契約締結後、利用者が重大な犯罪行為を行い、または犯罪行為を繰り返し行った場合

2 施設は、利用者に以下の各号に定める事由が生じた場合、利用者に対して通知を行い、通知後 1 か月を経過しても当該事由が解消されていないときは、本契約を解除することができるものとします。

(1) 利用者による利用料の支払が 2 か月間継続して遅延した場合。利用者保護者が本契約につき連帯保証しているか否かは問わないものとします

(2) 利用者が他の利用者に対して著しく迷惑を及ぼす行為を行った場合

(3) 利用者が本契約の重要な義務に違反した場合

3 前二項の場合、施設は、本契約を解除するとともに利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

4 施設は、上記理由以外に事情がある場合には、利用者に対して契約の解約を申し入れることができます。

(契約の終了)

第 14 条 以下の各号に定める事由が生じた場合、本契約は当然に終了するものとします。

(1) 施設である病院が閉鎖を決定した場合

(2) 施設である病院を開設する医療法人社団永生会が解散を決定しまたは施設である病院について設置の終了の決定がなされた場合

(3) 前二条の規定に基づく本契約の解除がなされた場合

(4) 利用者が医療保険適用施設へ入院しまたは他の障害者施設へ入院もしくは入所した場合

(5) 利用者の死亡

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 8 条（秘密保持）、第 11 条（損害賠償）、第 18 条（裁判管轄）の各条項は、本契約終了後も存続し、その他の条項に基づく権利義務は、終了後の必要な手続をとるために必要な範囲に限り存続するものとします。

(退院)

第 15 条 利用者は、本契約が終了した場合、すみやかに退院するものとします。

2 利用者の退院後 1 か月を経過しても利用者または利用者保護者が施設の保管する物品を取りに来ない場合、施設が当該物品を処分しても異議は申し述べないものとします。

3 施設は、利用者の退院にあたり、利用者が円滑な退院（施設の変更による場合を含むもの）とします。以下同じ。）を行えるようにするために必要な協力をするものとします。

4 利用者保護者は、利用者の退院にあたり、利用者が円滑な退院を行えるようにするために十分な協力をするものとします。

(契約内容の変更)

第 16 条 施設は、次に掲げる場合には、約款の変更をすることにより、変更後の約款の

条項について利用者の合意があったものとみなし、個別に利用者と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。

- (1) 約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(届出事項の変更)

第17条 利用者および利用者保護者は、利用者又は利用者保護者の住所、連絡先その他施設に届け出または通知している事項に変更があった場合、施設に対してすみやかにその旨届け出るものとします。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する一切の紛争の解決は、八王子簡易裁判所もしくは東京地方裁判所立川支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑問が生じた場合の取扱いについては、利用者、利用者保護者および施設は、法令等の趣旨にのっとり、誠実に協議して解決を図るよう努めるものとします。

(契約締結の拒絶)

第20条 施設は次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用者又は利用者保護者が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人で役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (2) サービス利用に関し、暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき

附則

第1条 本約款は令和元年6月1日より施行します。

第2条 本約款は当法人のホームページ (<https://www.eisei.or.jp/>) に掲載しています。